

「i-Construction中部ブロック推進本部」規約

（設置）

第1条 中部地方整備局管内（中部ブロック）の受発注機関において、i-Constructionを進めるための基本方針や、推進方策等の連携を図る体制として、i-Construction 中部ブロック推進本部を設置する。

（目的）

第2条 建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進することを目的とする。

（実施事項）

第3条 推進本部は、前条の目的を達成するため下記事項を実施する。

- 1) 推進するための基本方針及び推進方策を決定する。
- 2) 推進するための情報共有・意見交換を行う。
- 3) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織構成）

第4条 推進本部は次に掲げる構成とする。

- 1) 推進本部
 - (1) 推進本部は〔別表－1〕に掲げるものをもって構成する。
 - (2) 推進本部長は中部地方整備局長とする。
 - (3) 推進本部長は推進本部を主宰する。
 - (4) 推進本部長は必要と認めるときに、推進本部に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - (5) 推進本部長は必要と認めるときに、幹事会等の下部組織を設置することができる。

（事務局）

第5条 推進本部の事務局は、中部地方整備局企画部に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部において定める。

（附則）

この規約は平成28年 2月29日から施行する。
平成29年 6月 7日から一部改定する。

[別表－１]

推進本部長

国土交通省中部地方整備局

局長

委 員	国土交通省	中部地方整備局	企画部長
	国土交通省	中部地方整備局	河川部長
	国土交通省	中部地方整備局	道路部長
	国土交通省	中部地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	中部地方整備局	中部技術事務所長
	岐阜県		県土整備部長
	静岡県		交通基盤部長
	愛知県		建設部長
	三重県		県土整備部長
	静岡市		建設局長
	浜松市		土木部長
	名古屋市		緑政土木局 副局長
	(独) 水資源機構	中部支社	支社長
	中日本高速道路(株)	名古屋支社	支社長
	名古屋高速道路公社		副理事長
	(一社) 日本建設業連合会		
	中部支部		支部長
	(一社) 岐阜県建設業協会		会長
	(一社) 静岡県建設業協会		会長
	(一社) 愛知県建設業協会		会長
	(一社) 三重県建設業協会		会長
	(一社) 日本建設機械施工協会		
	中部支部		支部長
	(一社) 日本道路建設業協会		
	中部支部		支部長
	(一社) 日本橋梁建設協会		
	中部事務所		事務所長
	(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会	中部支部	支部長
	(一社) 建設コンサルタンツ協会		
	中部支部		支部長
	(一社) 全国測量設計業協会連合会		
	中部地区協議会		会長
	(一社) 日本埋立浚渫協会		
	中部支部		支部長
	(一社) 日本建設機械レンタル協会	静岡支部	支部長
	(一社) 日本建設機械レンタル協会	中部支部	支部長